

西武園住宅地区地区計画運用基準

- 1 この基準は、「西武園住宅地区地区計画」の都市計画決定により、地区整備計画の運用を円滑に行うためにこれを定める。
- 2 建築物の用途の制限
 - (1) 住宅とは、専用住宅の利用の範囲であって、一世帯一住宅が原則であるが、世帯分離を考慮して二戸長屋を建てることも可能とする。
 - (2) 建築基準法施行令第130条の3第6項による「その他これらに類するもの」とは、編物教室、音楽教室、邦楽教室、バレエ教室、珠算教室、茶道教室、ホビー教室とする。
- 3 適用の除外
 - (1) 西武園住宅地区地区計画の決定告示日に、現に有する建築物若しくはその敷地又は構造等が、これらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、これらの規定を適用しない。
 - (2) 前項に該当するうち、建築物等に関して以後に至っては、この基準に適合するように努めなければならない。
- 4 その他
 - (1) 地下室等この基準に定めのない事項は、他の法律によることとする。
 - (2) 地下に構造物を設置する場合は、擁壁の角度等造成地盤を変更しないよう努めること。
※地下駐車場を建設する場合の擁壁の角度変更（例えば垂直使用）は、前面道路の開口に対して70%以内の幅とする。ただし、駐車場の開口部の高さは駐車場に必要な限度以内とする。
- 5 この基準は、都市計画決定告示日より適用する。（平成元年3月11日告示）
- 6 この運用基準に定めのない場合は、西武園住宅自治会又はこれに代わる委員会等及び地権者を主たる構成員とした組織体の意見を聞き、別に市長が定める。